

5医第616号
令和6年(2024年)3月29日

中核市保健所長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症対応に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いについて」の廃止について (依頼)

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

内容は、本年3月末で新型コロナウイルス感染症に係る各種特例措置が廃止され、同年4月から通常の医療提供体制に移行することに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するための病床設置に係る医療法上の特例措置を示している「新型コロナウイルス感染症対応に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いについて」(令和2年4月10日付け医政発0410第15号厚生労働省医政局長通知)を令和6年4月1日付けで廃止する旨周知するものです。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、貴管下医療機関への周知をお願いいたします。

なお、別添のとおり保健福祉事務所長及び関係団体の長あて通知しました。

(問合せ先)

担 当：医療政策課企画管理係 浅川
電 話：026-235-7145 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線：2681
F A X：026-223-7106
E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp